

京都市道路占用料条例の一部を改正する条例（平成27年3月27日京都市条例第81号）（建設局土木管理部道路河川管理課）

次のとおり、道路の占用料（以下「占用料」という。）の適正化を図るためその額を改定するとともに、占用料の徴収の対象となる占用物件を追加する等の必要があるため、京都市道路占用料条例の一部を改正することとしました。

1 占用料の額の改定

占 用 物 件		単 位	占 用 料				
			改 正 前		改 正 後		
			市街化区域	その他の区域	市街化区域	その他の区域	
電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物	電柱及びその支柱類		円 3,700	円 1,900	円 3,500	円 540	
	電話柱及びその支柱類		2,200	1,100	2,100	310	
	その他の柱類		220	110	210	31	
	線 類	共架電線その他上空に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	30	15	21	3
		地下電線その他地下に設けるもの		13	7	12	2
	変 圧 器	路上に設けるもの	1個につき1年	2,100	1,100	2,000	310
		地下に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,300	650	1,200	190
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個につき1年	4,400	2,200	4,100	620
	郵便差出箱及び倍番便差出箱			1,800	900	1,700	260
	広 告 塔		表示面積1平方メートルにつき1年	17,000	8,500	12,000	2,200
その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	4,400	2,200	4,100	620	
水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件	管 路	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	90	45	86	13
		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		130	65	120	19
		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		200	100	180	28
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		250	130	据置き	37

		外径が0.2メートル以上 0.3メートル未満のもの		390	200	370	56
		外径が0.3メートル以上 0.4メートル未満のもの		510	260	490	75
		外径が0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの		910	460	860	130
		外径が0.7メートル以上1 メートル未満のもの		1,200	600	据置き	190
		外径が1メートル以上のもの		2,100	1,100	2,000	300
	その他のもの			1,200	600	1,100	170
鉄道、軌道その他これらに類する施設				4,400	2,200	4,100	620
アーケード				380	190	据置き	58
日よけ類			占有面積1平方メートルにつき1年	1,900	950	据置き	290
上空又は地下に設ける通路				8,600	4,300	6,000	1,100
浄化槽その他これに類する施設				4,400	2,200	4,100	620
露店、商品置場その他これらに類する施設				4,400	2,200	4,100	620
看板（アーチであるものを除く。）			表示面積1平方メートルにつき1年	7,200	3,600	据置き	1,300
標識			1本につき1年	3,500	1,800	3,300	500
旗			1本につき1月	1,700	850	1,200	220
幕（工事用施設であるものを除く。）			その面積1平方メートルにつき1年	1,700	850	1,200	220
アーチ	車道を横断するもの		1基につき1月	17,000	8,500	12,000	2,200
	その他のもの			8,600	4,300	6,000	1,100
ぼんぼり	外径が1.5メートル未満のもの		1本につき1月	3,100	1,600	2,100	380
	外径が1.5メートル以上のもの			4,200	2,100	3,800	680

添 加 広 告 物	表示面積1平方メートルにつき1年	11,900	6,000	12,000	2,200
太陽光発電設備及び風力発電設備	占有面積1平方メートルにつき1年	4,400	2,200	4,100	620
工事用施設及び工事用材料	占有面積1平方メートルにつき1月	1,700	850	1,200	220
仮設建築物及び一時収容施設		440	220	410	62

注 改正案にあつては、伝統的建造物群保存地区、歴史的風土特別保存地区、風致地区、特別緑地保全地区及び景観地区内にある電柱及びその支柱類、電話柱及びその支柱類並びに共架電線その他上空に設ける線類は、占用料の額を2倍とします。

## 2 占用料の徴収の対象となる占用物件の追加

道路に設ける応急仮設建築物（道路法施行令第7条第11号に掲げる施設に限る。）並びに休憩所、給油所及び自動車修理所（同条第13号に掲げる施設に限る。）の占用について、次のとおり占用料を徴収します。

区 分	単 位	占 用 料	
		市街化区域	その他の区域
トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	近傍類似の土地の時価×0.011	
上空に設けるもの		近傍類似の土地の時価×0.017	
その他のもの		近傍類似の土地の時価×0.025	

## 3 占用料を還付することができる場合の追加

占用料の全部又は一部を還付することができる場合に、災害その他の不可抗力により占有することができなくなった場合を追加します。

この条例は、平成27年4月1日から施行することとしました。ただし、3については、公布の日から施行することとしました。

京都市道路占用料条例の一部を改正する条例を公布する。

平成27年3月27日

京都市長 門川大作

京都市条例第 81 号

京都市道路占用料条例の一部を改正する条例

京都市道路占用料条例の一部を次のように改正する。

第7条本文中「還付しない」を「, 還付しない」に改め、同条ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 法第71条第2項の規定により占用の許可を取り消したとき。
- (2) 災害その他の不可抗力により占用することができなくなったとき。

別表法第32条第1項第1号に掲げる工作物の項中

円	円
3,700	1,900
2,200	1,100
220	110
30	15
13	7
2,100	1,100
1,300	650
4,400	2,200
1,800	900
17,000	8,500
4,400	2,200

を

「

円	円
3,500	540
2,100	310
210	31
21	3
12	2
2,000	310
1,200	190
4,100	620
1,700	260
12,000	2,200
4,100	620

に改め、同表法第32条第1項第2号に掲げる物件の項中

」

「

90	45
130	65
200	100
250	130
390	200
510	260
910	460
1,200	600
2,100	1,100
1,200	600

「

86	13
120	19
180	28
250	37
370	56
490	75
860	130
1,200	190
2,000	300
1,100	170

を

に改め、同表法第32条

」

」

第1項第3号に掲げる施設の項中「4,400」を「4,100」に、「2,200」を「620」に改め、同表法第32条第1項第4号に掲げる施設の項中「190」を「58」に、「950」を「290」に改め、同表法第32条第1項第5号に掲げる施設の項中「8,600」を「6,000」に、「4,300」を「1,100」に、「4,400」を「4,

100」に、「2, 200」を「620」に改め、同表法第32条第1項第6号に掲げる施設の項中「4, 400」を「4, 100」に、「2, 200」を「620」に改め、同表道路法施行令（以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件の項中

7,200	3,600
3,500	1,800
1,700	850
1,700	850
17,000	8,500
8,600	4,300
3,100	1,600
4,200	2,100
11,900	6,000

7,200	1,300
3,300	500
1,200	220
1,200	220
12,000	2,200
6,000	1,100
2,100	380
3,800	680
12,000	2,200

を

に改め、同表令第7条

第2号に掲げる工作物の項中「4, 400」を「4, 100」に、「2, 200」を「620」に改め、同表令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料の項中「1, 700」を「1, 200」に、「850」を「220」に改め、同表令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設の項中「440」を「410」に、「220」を「62」に改め、同表令第7条第8号に掲げる施設の項中「施設」の右に「同条第11号に掲げる応急仮設建築物及び同条第13号に掲げる施設」を加え、

トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの
-------------------------

$A \times 0.011$
------------------

を

トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの
上空に設けるもの

$A \times 0.011$
------------------

に改め、

$A \times 0.017$
------------------

同表備考1中「都市計画法」の右に「第7条第1項」を加え、同備考5中「都市計画法」の右に「第8条第1項第1号」を加え、同備考5を同備考6とし、同備考4の次に次のように加える。

5 文化財保護法第142条に規定する伝統的建造物群保存地区、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第6条第1項に規定する歴史的風土特別保存地区、都市計画法第8条第1項第7号に掲げる風致地区、都市緑地法第12条第1項に規定する特別緑地保全地区及び景観法第61条第1項に規定する景観地区内に存する電柱及びその支柱類、電話柱及びその支柱類並びに線類のうち共架電線その他上空に設けるものの占用料は、この表に掲げる額に2を乗じて得た額とする。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第7条の改正規定は、公布の日から施行する。

##### (適用区分)

2 この条例による改正後の京都市道路占用料条例（以下「改正後の条例」という。）別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の占用に係る占用料について適用する。ただし、占用期間が施行日前に始まり、施行日を含む1年以下である占用に係る占用料については、なお従前の例による。

##### (平成27年度前から継続して占用している物件に係る占用料の減額)

3 市長は、施行日の前日及び施行日のいずれにおいても道路法第32条第1項若しくは第3項（同法第91条第2項において準用する場合を含む。）の規定による許可を受け、又は同法第35条（同法第91条第2項において準用する場合を含む。）の規定による協議が成立している占用物件について、改正後の条例の規定により算定した平成27年度の占用料の額が、この条例による改正前の京都市道路占用料条例の規定の適用があるものと仮定して当該規定により算定した同年度の占用料の額に比べて著しく高額であると認めるときは、当該占用物件に係る同年度以降の各年度の占用料の額を減額することができる。

(建設局土木管理部道路河川管理課)